

乙第1号議案から
乙第38号議案まで

令和6年第4回沖縄県議会(定例会)議案 (その2)

令和6年11月26日提出

沖 縄 県

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
乙第1号議案	沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	1
乙第2号議案	沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例	3
乙第3号議案	沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	4
乙第4号議案	沖縄県税条例の一部を改正する条例	5
乙第5号議案	沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例	6
乙第6号議案	沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	12
乙第7号議案	国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例	13
乙第8号議案	沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例	14
乙第9号議案	建築基準法施行条例の一部を改正する条例	27
乙第10号議案	沖縄県物品調達基金条例を廃止する条例	31
乙第11号議案	沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	32
乙第12号議案	工事請負契約についての議決内容の一部変更について	46
乙第13号議案	財産の処分について	47
乙第14号議案	車両損傷事故に関する和解等について	48
乙第15号議案	車両損傷事故に関する和解等について	50
乙第16号議案	損害賠償の額の決定について	52
乙第17号議案	指定管理者の指定について	54
乙第18号議案	指定管理者の指定について	55
乙第19号議案	指定管理者の指定について	56
乙第20号議案	指定管理者の指定について	57

目 次

議案番号	議案名	ページ
乙第21号議案	指定管理者の指定について	58
乙第22号議案	指定管理者の指定について	59
乙第23号議案	指定管理者の指定について	60
乙第24号議案	指定管理者の指定について	61
乙第25号議案	指定管理者の指定について	62
乙第26号議案	指定管理者の指定について	63
乙第27号議案	指定管理者の指定について	64
乙第28号議案	指定管理者の指定について	65
乙第29号議案	指定管理者の指定について	66
乙第30号議案	指定管理者の指定について	67
乙第31号議案	指定管理者の指定について	68
乙第32号議案	指定管理者の指定について	69
乙第33号議案	指定管理者の指定について	70
乙第34号議案	指定管理者の指定について	71
乙第35号議案	指定管理者の指定について	72
乙第36号議案	指定管理者の指定について	73
乙第37号議案	当せん金付証券の発売について	74
乙第38号議案	沖縄県教育委員会委員の任命について	75

沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第12条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

第17条第1項中「場合にはは」を「場合には」に改める。

附則第3項中「日本電信電話株式会社の職員となり」を「日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）の職員となり」に改める。

附則第9項中「附則別表第1」を「附則別表」に改める。

附則第10項中「第35条」を「第35条の2」に改める。

附則第12項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第17条第1項、附則第3項、附則第9項及び附則第10項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第12条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した沖縄県職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

令和6年11月26日提出

理 由

雇用保険法の一部が改正され、就業促進手当が安定した職業に就いた者に限り支給されることとなったことを踏まえ、及び国家公務員の退職手当との均衡を図るため、失業者の退職手当の支給対象者に係る規定を整備する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例

沖縄県行政機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の2項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、農林土木に関する事務のうち一部の事務については、沖縄県中部農林土木事務所の所管区域をうるま市、沖縄市、宜野湾市、浦添市、那覇市、豊見城市、南城市、糸満市、中頭郡及び島尻郡（伊平屋村及び伊是名村を除く。）とする。
- 4 前条第2項及び前2項の規定にかかわらず、農林土木に関する事務のうち一部の事務については、沖縄県南部農林土木事務所の所管区域を県一円とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年11月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

効率的な事務の執行体制を構築するため、農林土木に関する事務の一部を沖縄県南部農林土木事務所に集約する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第3 一般旅券発給手数料の項中「2,000円」を「2,300円」に、「4,000円）」を「4,300円）。ただし、電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により一般旅券の発給の申請をする場合にあっては、1件につき1,900円（旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、1件につき3,900円）とする。」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年3月24日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後になされた申請に係るものから適用し、同日前になされた申請に係るものについては、なお従前の例による。

令和6年11月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

旅券法施行令の一部が改正されたことに伴い、一般旅券発給手数料の額を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第4号議案

沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。
附則第6条第1項中「令和7年5月31日」を「令和12年5月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

令和6年11月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

法人の県民税の法人税割の税率の特例について、その特例により得られる収入を引き続き社会福祉の充実及び中小企業の育成に要する経費の財源に充てるため、その適用期限を延長する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関し、県、県民及び動物の所有者の責務を明らかにし、並びに必要な事項を定めることにより、県民の動物の愛護に関する意識の高揚、動物の虐待及び遺棄の防止等とともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境及び自然環境の保全上の支障の防止を図り、もって人と動物の共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第25条の2に規定する特定動物をいう。
- (2) 愛護動物 法第44条第4項に規定する愛護動物をいう。
- (3) 飼養施設 動物の飼養又は保管のための施設をいう。

(県の責務)

第3条 県は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の責務)

第4条 県民は、動物の愛護についての理解を深めるとともに、県が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(動物の所有者の責務)

第5条 動物の所有者は、その所有する動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めるとともに、やむを得ない事情により終生飼養することが困難となった場合には、自らの責任において、適切に飼養することができる者に当該動物を譲り渡すよう努めなければならない。

(普及啓発等)

第6条 県は、動物の虐待及び遺棄の防止その他の動物の愛護及び適正な飼養に関し、普

及啓発を図るものとする。

2 県は、動物の所有者がその所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするために講ずる措置に関し、必要な支援を行うものとする。

(動物の返還及び譲渡しの推進等)

第7条 県は、県が引き取り、又は収容した犬、猫その他の動物について殺処分がなくなることを目指して、動物の返還及び譲渡しの推進その他の施策を講ずるものとする。

(市町村等との連携)

第8条 県は、市町村、動物の愛護を目的とする団体、法第38条第1項に規定する動物愛護推進員その他関係者と連携して、動物の愛護及び管理に関する施策を実施するものとする。

(愛護動物の所有者又は占有者の遵守事項等)

第9条 愛護動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する愛護動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) その愛護動物が道路、公園その他の公共の場所又は他人が所有し、若しくは占有する土地若しくは物件を汚損し、又は損壊しないよう必要な措置を講ずること。
- (2) その愛護動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) その愛護動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずること。
- (4) 飼養する愛護動物の数は、その愛護動物を終生飼養できる環境を確保し、及び周辺の生活環境の保全上の支障を生じさせることがないように管理することが可能な範囲内の数とすること。

2 犬又は猫の所有者は、その所有する犬又は猫が自己の所有に係るものであることを明らかにするため、所有者の氏名、連絡先等を記載した首輪、名札又はマイクロチップ(法第39条の2第1項に規定するマイクロチップをいう。)の装着その他の措置を講じなければならない。

3 猫の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する猫の疾病を予防し、不慮の事故を防止する等その健康及び安全を保持し、並びに生活環境及び自然環境の保全上の支障を生じさせることがないようにするため、その猫を飼養施設で飼養又は保管するよう努めなければならない。

(所有者又は占有者を確知することができない猫への給餌等)

第10条 所有者又は占有者を確知することができない猫に給餌及び給水（以下この条において「給餌等」という。）を行う者は、容器を用いて給餌等を行うものとし、給餌等を行った後は速やかに容器等を回収するものとするほか、周辺住民の生活環境の保全上の支障を生じさせることがないようにこれを行わなければならない。

（多数の犬又は猫の飼養等の届出）

第11条 犬又は猫の所有者又は占有者（法第12条第1項第4号に規定する第一種動物取扱業者、法第24条の3第1項に規定する第二種動物取扱業者その他規則で定める者を除く。）は、その所有し、又は占有する犬又は猫（生後90日以内の犬又は猫を除く。）の数（犬及び猫の双方の飼養又は保管をする場合にあっては、これらの数を合算した数。以下「飼養数」という。）が一の飼養施設において10以上となったときは、30日以内に、その飼養施設ごとに、規則で定めるところにより次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 飼養施設の所在地
- (3) 飼養数
- (4) 飼養又は保管の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

（変更等の届出）

第12条 前条の規定による届出をした者は、同条各号に掲げる事項に変更があったとき又は当該届出に係る飼養施設における飼養若しくは保管を廃止したときは、30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

（特定動物が逸走したときの措置）

第13条 特定動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する特定動物が逸走したときは、直ちに知事に通報するとともに、当該特定動物の捕獲、周辺の地域の住民への周知その他人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のために必要な措置をとらなければならない。

（事故が発生したときの措置及び届出）

第14条 特定動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する特定動物が人の生命又は身体に害を加えたときは、被害の拡大を防止するための措置を講じ、規則で定める

ところにより、直ちに、事故の状況、講じた措置の内容等を知事に届け出なければならない。

(指導及び助言)

第15条 知事は、第9条から前条までの規定の施行に必要があると認めるときは、動物の所有者又は占有者その他の関係者に対して必要な指導又は助言をすることができる。

(報告の徴収)

第16条 知事は、第9条から第14条までの規定の施行に必要な限度において、動物の所有者又は占有者その他の関係者に対し、その動物の飼養若しくは保管又は給餌等に関し必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第17条 知事は、第9条(第3項を除く。)及び第11条から第14条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、動物の飼養施設その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設若しくは書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(動物愛護管理員)

第18条 県は、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、法第37条の3第1項の規定に基づき、動物愛護管理員を置く。

2 動物愛護管理員に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(市町村への協力)

第19条 県は、市町村が実施する動物の愛護及び管理に関する施策について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な協力を行うものとする。

(市町村条例との関係)

第20条 この条例の規定は、市町村が、当該市町村の実情に応じて、動物の愛護及び管理に関し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

(規則への委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした者
 - (2) 第14条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (3) 第17条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して正当な理由なく陳述を拒否し、若しくは虚偽の陳述をした者
- (両罰規定)

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

(過料)

第24条 第11条又は第12条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(沖縄県動物愛護管理員設置条例の廃止)

- 2 沖縄県動物愛護管理員設置条例（令和2年沖縄県条例第10号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に飼養数が一の飼養施設において10以上である者に対する第11条の規定の適用については、同条中「30日以内」とあるのは、「この条例の施行の日から30日以内」とする。

(検討)

- 4 知事は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

令和6年11月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

県民の動物の愛護に関する意識の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境及び自然環境の保全上の支障を防止するため、多数の犬又は猫の飼養の届出を義務付ける等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例

沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第78号）の一部を次のように改正する。

第21条に次の1項を加える。

- 6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第26条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第2項中「第2項」の次に「及び第6項」を加える。

第27条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年11月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことを踏まえ、救護施設の生活指導等に関する基準を改める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

国民健康保険法施行条例（平成30年沖縄県条例第33号）の一部を次のように改正する。
第4条中「第3条第5項」を「第2条第5項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年11月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「この条」の次に「、次条」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による占用の許可）

第4条の2 法第6条第1項の許可は、法第2条第2項第1号に掲げる園路及び広場に法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物であって知事が別に定めるものを設けて都市公園を占用しようとする者に関するものに限り、指定管理者が行うものとする。

2 法第6条第3項の許可は、前項の規定により指定管理者から許可を受けた事項を変更しようとする者に関するものに限り、指定管理者が行うものとする。

第5条中「前条第1項」を「第4条第1項」に改める。

第12条中「（第7号の場合にあっては、指定管理者）」を削り、同条第1号中「第5条第1項」の次に「の許可を受けた者」を、「許可」の次に「（第4条の2の規定により指定管理者がしたものを除く。）」を加え、同条第7号を削り、同条に次の1項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(1) 法第6条第1項又は第3項の許可（第4条の2の規定により指定管理者がしたものに限る。）を受けた者が、都市公園の占用に関する工事を完了した場合

(2) 前号に掲げる者が、都市公園の占用を廃止した場合

(3) 第1号に掲げる者が法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復した場合

(4) 第11条第1項又は第2項の規定により必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了した場合

第13条第2号中「許可」の次に「（第4条の2の規定により指定管理者がしたものを除く。）」を加える。

第18条第1号中「、第6条」の前に「、第4条の2（第29条において準用する場合を含む。）の規定による法第6条第1項及び第3項に規定する許可に関する業務」を加える。

第25条第1項中「行う者」の次に「、法第6条第1項又は第3項の許可（第4条の2の規定により指定管理者がしたものに限る。）を受けて都市公園を占用する者」を、「、行

為」の次に「、都市公園の占用」を加え、同条第2項中「利用料金」の次に「（都市公園の占用に係るものを除く。）」を加え、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 利用料金（都市公園の占用に係るものに限る。）は、別表第7に定める額とする。

別表第1第1号中「950円」を「1,050円」に改め、同表第2号中「5,310円」を「5,730円」に、「1,150円」を「1,240円」に改める。

別表第2中「1,340円」を「1,480円」に、

60円

を

70円

に、「1,

070円」を「1,180円」に、「270円」を「300円」に、「510円」を「560円」に、「750円」を「830円」に、「410円」を「460円」に、「360円」を「400円」に、「780円」を「870円」に、「920円」を「1,020円」に、「280円」を「310円」に、「240円」を「270円」に改める。

別表第5中「260円」を「290円」に、「430円」を「460円」に、「9,920円」を「10,880円」に、「250円」を「270円」に改める。

別表第6第1項第1号中

10,670円	10,670円	21,340円	3,190円
5,330円	5,330円	10,660円	1,590円
5,320円	5,320円	10,640円	1,590円

を

11,500円	11,500円	23,010円	3,440円
5,740円	5,740円	11,470円	1,710円
5,740円	5,740円	11,470円	1,710円

に、

21,340円	21,340円	42,680円	6,400円
---------	---------	---------	--------

を

--	--	--	--

23,010円	23,010円	46,020円	6,900円	に、
---------	---------	---------	--------	----

1人1回につき 180円 回数券11回分 1,800円				を
1人1回につき 90円 回数券11回分 900円				
1人1回につき 90円 回数券11回分 900円				
1,710円	1,710円	3,420円	490円	
850円	850円	1,700円	240円	
850円	850円	1,700円	240円	

1人2時間につき 200円 回数券(11枚) 2,000円				に、「140円」を「150円」
1人2時間につき 100円 回数券(11枚) 1,000円				
1人2時間につき 100円 回数券(11枚) 1,000円				
1,840円	1,840円	3,690円	530円	
910円	910円	1,830円	260円	
910円	910円	1,830円	260円	

に、「1,400円」を「1,500円」に、

1人2時間につき 70円 回数券(11枚) 700円			
-------------------------------	--	--	--

1人2時間につき 70円 回数券(11枚) 700円

を

1人2時間につき 80円 回数券(11枚) 800円
1人2時間につき 80円 回数券(11枚) 800円

に、「2,160円」を「2,32

0円」に、「2,100円」を「2,260円」に、

810円	810円	1,620円	230円
------	------	--------	------

を

1時間につき 320円	370円
-------------	------

に、「1,420円」を「1,53

0円」に、「1,360円」を「1,460円」に、「2時間につき 620円」を「2時間につき 670円」に、「1,340円」を「1,440円」に、「650円」を「700円」に、「570円」を「610円」に、「220円」を「240円」に、「25,530円」を「27,440円」に、「12,760円」を「13,720円」に、「6,380円」を「6,860円」に、「1時間につき 3,190円」を「1時間につき 3,430円」に、「11,120円」を「11,950円」に改め、同項第2号中

3,410円	3,410円	6,820円	1,010円
1,700円	1,700円	3,400円	500円
1,700円	1,700円	3,400円	500円
6,820円	6,820円	13,640円	2,040円
1人1回につき 50円 回数券11回分 500円			
1人1回につき 20円			

を

回数券11回分 200円
1人1回につき 20円 回数券11回分 200円

3,680円	3,680円	7,350円	1,090円
1,830円	1,830円	3,660円	540円
1,830円	1,830円	3,660円	540円
7,350円	7,350円	14,710円	2,200円
1人2時間につき 60円 回数券(11枚) 600円			
1人2時間につき 20円 回数券(11枚) 200円			
1人2時間につき 20円 回数券(11枚) 200円			

に改め、同項第3号中

1,540円	1,770円
770円	880円
770円	880円

1,630円	1,870円
810円	930円
810円	930円

を

に、

770円	880円
380円	440円
380円	440円

810円	930円
400円	460円
400円	460円

を

に、

--	--

--	--

300円	350円
150円	170円
150円	170円

を

320円	370円
160円	180円
160円	180円

に、「3,090円」

を「3,260円」に、「3,550円」を「3,750円」に、

1,540円	1,770円
--------	--------

を

1,630円	1,870円
--------	--------

に、「610円」を

「640円」に、「710円」を「750円」に、

470円	550円
220円	250円

を

500円	580円
230円	260円

に、「1,940円」

を「2,090円」に、「970円」を「1,050円」に改め、同項第4号中

470円	560円
230円	270円
230円	270円

を

510円	600円
250円	290円
250円	290円

に、

400円	470円
200円	230円
190円	230円

を

430円	510円
220円	250円
210円	250円

に、「210円」を

「230円」に改め、同項第5号中

6,320円	6,320円	12,640円	1,880円
3,150円	3,150円	6,300円	930円

を

3,150円	3,150円	6,300円	930円
--------	--------	--------	------

6,810円	6,810円	13,630円	2,030円
3,390円	3,390円	6,780円	1,000円
3,390円	3,390円	6,780円	1,000円

に、「12,650円」を「13,

640円」に、「25,300円」を「27,280円」に、「3,760円」を「4,050円」に、

1人1回につき 140円 回数券11回分 1,400円		サブアリーナ及びトレーニング室の利用を含む。	
1人1回につき 70円 回数券11回分 700円			
1人1回につき 70円 回数券11回分 700円			
1,650円	1,650円	3,300円	470円
820円	820円	1,640円	230円
820円	820円	1,640円	230円

を

1人2時間につき 150円 回数券(11枚) 1,500円		サブアリーナ及びトレーニング室の利用を含む。	
1人2時間につき 80円 回数券(11枚) 800円			
1人2時間につき 80円 回数券(11枚) 800円			
1,780円	1,780円	3,560円	510円

に、「3,310

880円	880円	1,760円	250円
880円	880円	1,760円	250円

円」を「3,570円」に、「6,620円」を「7,140円」に、「950円」を「1,020円」に、

1人1回につき 140円 回数券11回分 1,400円			
1人1回につき 70円 回数券11回分 700円			
1人1回につき 70円 回数券11回分 700円			
1,710円	1,710円	3,420円	490円
850円	850円	1,700円	240円
850円	850円	1,700円	240円
1人2時間につき 140円 回数券(11枚) 1,400円			
1人2時間につき 70円 回数券(11枚) 700円			
1人2時間につき 70円 回数券(11枚) 700円			

を

1人2時間につき 150円 回数券(11枚) 1,500円			
1人2時間につき 80円 回数券(11枚) 800円			
1人2時間につき 80円 回数券(11枚) 800円			

1,840円	1,840円	3,690円	530円
910円	910円	1,830円	260円
910円	910円	1,830円	260円
1人2時間につき 150円 回数券(11枚) 1,500円			
1人2時間につき 80円 回数券(11枚) 800円			
1人2時間につき 80円 回数券(11枚) 800円			

に、「2時間につき 620

円」を「2時間につき 670円」に、「3,760円」を「4,050円」に、「290円」を「320円」に改め、同項第6号中

7,570円	7,570円	15,140円	2,260円
3,780円	3,780円	7,560円	1,130円
3,780円	3,780円	7,560円	1,130円
3,780円	3,780円	7,560円	1,130円
1,890円	1,890円	3,780円	560円
1,890円	1,890円	3,780円	560円
7,570円	7,570円	15,140円	2,260円
3,780円	3,780円	7,560円	1,130円
3,780円	3,780円	7,560円	1,130円

を

--	--	--	--

8,160円	8,160円	16,320円	2,440円
4,070円	4,070円	8,140円	1,220円
4,070円	4,070円	8,140円	1,220円
2時間につき 1,020円			1,220円
2時間につき 510円			600円
2時間につき 510円			600円
2時間につき 2,040円			2,440円
2時間につき 1,020円			1,220円
2時間につき 1,020円			1,220円

に、

1人1回につき 240円	回数券11回分	2,400円
1人1回につき 120円	回数券11回分	1,200円
1人1回につき 120円	回数券11回分	1,200円
1人1回につき 240円	回数券11回分	2,400円
1人1回につき 120円	回数券11回分	1,200円
1人1回につき 120円	回数券11回分	1,200円
1人1回につき 490円	回数券11回分	4,900円
1人1回につき 240円	回数券11回分	2,400円
1人1回につき 240円	回数券11回分	2,400円
1人1回につき 870円	回数券11回分	8,700円

を

1人1回につき	430円	回数券11回分	4,300円
1人1回につき	310円	回数券11回分	3,100円
1人1回につき	100円	回数券11回分	1,000円

1人2時間につき	270円	回数券(11枚)	2,700円
1人2時間につき	130円	回数券(11枚)	1,300円
1人2時間につき	130円	回数券(11枚)	1,300円
1人2時間につき	270円	回数券(11枚)	2,700円
1人2時間につき	130円	回数券(11枚)	1,300円
1人2時間につき	130円	回数券(11枚)	1,300円
1人2時間につき	530円	回数券(11枚)	5,300円
1人2時間につき	260円	回数券(11枚)	2,600円
1人2時間につき	260円	回数券(11枚)	2,600円
1人1回につき	940円	回数券11回分	9,400円
1人1回につき	460円	回数券11回分	4,600円
1人1回につき	340円	回数券11回分	3,400円
1人1回につき	110円	回数券11回分	1,100円

に改め、同項第7号中

「3,130円」を「3,370円」に、「1,560円」を「1,680円」に、「780円」を「840円」に、「390円」を「420円」に、「26,560円」を「28,640円」に、「2,260円」を「2,440円」に、「1,130円」を「1,220円」に、「1時間につき 560円」を「1時間につき 600円」に改め、同項第8号中「2,760円」を「3,050円」に、「1,370円」を「1,480円」に改め、

同項第9号中「330円」を「350円」に改め、同項第10号中「1,010円」を「1,070円」に改め、同項第11号中「370円」を「400円」に改め、同項第13号中「2,540円」を「2,740円」に、「1,270円」を「1,370円」に改め、同項第14号中「390円」を「410円」に、「450円」を「480円」に、「280円」を「300円」に、「320円」を「340円」に改め、同項第15号中「1,800円」を「1,940円」に、「3,600円」を「3,880円」に、「510円」を「550円」に、「890円」を「960円」に、「1,780円」を「1,920円」に、「250円」を「270円」に、「450円」を「490円」に、「220円」を「240円」に、「110円」を「120円」に改め、同表第2項中「30,980円」を「33,400円」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第7（第25条関係）

種別	単位	利用料金
法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物であって知事が別に定めるものの	1日1平方メートルにつき	20円

備考 利用面積が1平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、1平方メートルとして計算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6の改正規定並びに次項の規定は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に徴収すべき使用料について適用し、同日前に徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

令和6年11月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

競技会、集会等のために仮設工作物を設けて都市公園を占用しようとする者に対する
占用許可の一部を指定管理者が行えるようにするとともに、都市公園の使用料及び利用
料金の基準額について適正化を図る等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和47年沖縄県条例第83号）の一部を次のように改正する。

第29条の3第2項中「前項の規定」を「前2項の規定」に、「前項の確認申請手数料の額に、」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号に掲げる建築行為に係る建築物にあつては前項の規定による確認申請手数料の額に、それ以外の建築物にあつては第1項の確認申請手数料の額に、それぞれ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に掲げる建築行為に係る建築物の確認申請手数料の額は、前項の確認申請手数料の額に、当該建築物の住宅部分の床面積の合計について別表第1の4の表に定める床面積の合計の区分に応じ同表に定める額を加えた額とする。

第29条の5第2項中「前項の規定」を「前2項の規定」に、「前項の完了検査申請手数料の額に、」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号に掲げる建築行為に係る建築物にあつては前項の規定による完了検査申請手数料の額に、それ以外の建築物にあつては第1項の完了検査申請手数料の額に、それぞれ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する要確認特定建築行為に係る建築物の完了検査申請手数料の額は、前項の完了検査申請手数料の額に、当該建築物の床面積の合計について別表第3の4の表に定める床面積の合計の区分に応じ同表に定める額を加えた額とする。

第29条の7第2号中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改め、同条第3号中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同条第4号中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改める。

第29条の9中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改める。

第29条の10中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「第18条第20項」を「第18条第

29項」に改める。

第29条の11中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改める。

別表第1の1の表中「1件につき7,000円」を「1件につき10,000円」に、「13,000円」を「19,000円」に、「20,000円」を「30,000円」に、「28,000円」を「37,000円」に、「48,000円」を「67,000円」に、「71,000円」を「97,000円」に、「207,000円」を「281,000円」に、「311,000円」を「419,000円」に、「531,000円」を「717,000円」に改め、同表2の表中「11,000円」を「15,000円」に、「6,000円」を「8,000円」に、「7,000円」を「9,000円」に、「4,000円」を「5,000円」に改め、同表3の表中「11,000円」を「15,000円」に、「6,000円」を「8,000円」に改め、同表に次のように加える。

4 建築物の確認申請手数料の加算額

床面積の合計	手数料の加算額
200平方メートル以内のもの（一戸建ての住宅に係るものに限る。）	1件につき9,000円
200平方メートルを超えるもの（一戸建ての住宅に係るものに限る。）	1件につき10,000円
300平方メートル以内のもの（一戸建ての住宅に係るものを除く。）	1件につき17,000円
300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの（一戸建ての住宅に係るものを除く。）	1件につき26,000円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの（一戸建ての住宅に係るものを除く。）	1件につき42,000円
5,000平方メートルを超えるもの（一戸建ての住宅に係るものを除く。）	1件につき54,000円

別表第3の1の表中「14,000円」を「21,000円」に、「13,000円」を「19,000円」に、「17,000円」を「25,000円」に、「16,000円」を「23,000円」に、「23,000円」を「33,000円」に、「22,000円」を「32,000円」に、「32,000円」を「41,000円」に、「30,000円」を「38,000円」に、「53,000円」を「68,000円」に、「1件につき52,000円」

を「1件につき66,000円」に、「74,000円」を「95,000円」に、「69,000円」を「88,000円」に、「178,000円」を「229,000円」に、「161,000円」を「207,000円」に、「260,000円」を「355,000円」に、「252,000円」を「327,000円」に、「455,000円」を「624,000円」に、「445,000円」を「575,000円」に改め、同表2の表中「16,000円」を「21,000円」に、「14,000円」を「18,000円」に、「10,000円」を「13,000円」に改め、同表3の表中「12,000円」を「15,000円」に改め、同表に次のように加える。

4 建築物の完了検査申請手数料の加算額

床面積の合計	手数料の加算額
300平方メートル以内のもの	1件につき5,000円
300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき6,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき8,000円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき11,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき13,000円
10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	1件につき15,000円
25,000平方メートルを超えるもの	1件につき17,000円

別表第4の1の表中「13,000円」を「19,000円」に、「16,000円」を「23,000円」に、「1件につき22,000円」を「1件につき32,000円」に、「28,000円」を「36,000円」に、「49,000円」を「63,000円」に、「66,000円」を「84,000円」に、「147,000円」を「188,000円」に、「222,000円」を「293,000円」に、「407,000円」を「524,000円」に改め、同表2の表中「16,000円」を「20,000円」に、「12,000円」を「15,000円」に改め、同表3の表中「13,000円」を「16,000円」に改める。

別表第5の1の項中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第29条の7第2号から第4号ま

で、第29条の9、第29条の10、第29条の11及び別表第5の1の項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和6年11月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の範囲が拡大され、及びこれに伴う比較的容易な適合性の判定方法が定められたことを踏まえ、建築物の確認申請手数料の額を改める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県物品調達基金条例を廃止する条例

沖縄県物品調達基金条例（昭和47年沖縄県条例第70号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年3月31日から施行する。

令和6年11月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

物品の調達に関する事務の簡素化を図るため物品の調達方法を見直したこと等に伴い、沖縄県物品調達基金を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県警察関係手数料条例（昭和47年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第9第1項の表運転免許試験手数料の項を次のように改める。

運転免許試験手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	道交法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,650円
		道交法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,950円（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「道交法施行令」という。）第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等（道交法第101条第1項に規定する免許証等をいう。以下同じ。）の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、750円）
		道交法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	3,900円（道交法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」という。）を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、6,900円）
	普通自動車免許に係る試験	道交法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して	1,900円

	同項の規定の適用を受ける場合	
	道交法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,950円（道交法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、750円）
	道交法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	2,500円（技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、3,300円）
特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	道交法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,850円
	道交法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,950円（道交法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、750円）
	道交法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	2,800円（技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、4,550円）
小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	道交法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1,950円（道交法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、750円）

	道交法第97条の2 第1項の規定の適用を受けない場合	1,600円
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	道交法第97条の2 第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,800円
	道交法第97条の2 第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,950円（道交法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、750円）
	道交法第97条の2 第1項の規定の適用を受けない場合	4,500円（技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、7,450円）
仮運転免許に係る試験	道交法第97条の2 第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,800円
	道交法第97条の2 第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,650円
	道交法第97条の2 第1項の規定の適用を受けない場合	2,950円（技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、4,700円）

別表第9第1項の表検査手数料の項中「3,900円」を「3,950円」に、「6,400円」を「6,950円」に、「3,750円」を「3,850円」に、「4,550円」を「4,650円」に改め、同表再試験手数料の項中「1,900円」を「2,050円」に、「4,400円」を「5,050円」に、「1,750円」を「1,950円」に、「2,550円」を「2,750円」に、「1,650円」を「1,800円」に、「3,100円」を「3,550円」に、「1,000円」を「1,100円」に改め、同表免許証交付手数料の項を次のように改める。

免許証交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	道交法第92条第1項の規定による交付を受ける場合 (道交法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者であって、道交法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたもの(以下「特定試験免除者」という。)に対する交付の場合を除く。)	2,350円(日を同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち2以上の種類の免許を受ける者(以下「複数免許取得者」という。))に対する交付にあつては、2,150円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額)
		道交法第92条第1項の規定による交付を受ける場合 (特定試験免除者に対する交付の場合に限る。)	2,100円(日を同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち複数免許取得者に対する交付にあつては、1,900円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額)
		道交法第95条の2第11項の規定による交付を受ける場合	2,550円

	仮運転免許に係る免許証	1,100円
--	-------------	--------

別表第9第1項の表免許証再交付手数料の項中「2,250円」を「2,600円」に、「1,150円」を「1,050円」に改め、同項の次に次のように加える。

特定免許情報記録手数料	道交法第95条の2第3項の規定による特定免許情報の記録	道交法第95条の2第6項の規定による申出をする場合（特定試験免除者に係る記録の場合を除く。）	1,550円（複数免許取得者に係る記録にあつては、1,350円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額）
		道交法第95条の2第6項の規定による申出をする場合（特定試験免除者に係る記録の場合に限る。）	1,350円（複数免許取得者に係る記録にあつては、1,150円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額）
		道交法第101条の4の2第2項の規定による申出（以下「更新時不交付申出」という。）をする場合	800円
		道交法第95条の2第6項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合	1,500円（道交法第92条第1項、第95条の2第11項若しくは第101条の4の2第1項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付又は道交法第94条第2項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、100円）
		道交法第95条の3の規定により	1,550円（複数免許取得者

	読み替えて適用する道交法第92条第2項の規定又は道交法第106条の4第2項の規定による免許情報記録の書換え（免許証（仮運転免許に係るものを除く。）及び道交法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者（以下「免許証・免許情報記録個人番号カード保有者」という。）に係る書換えを除く。）	（免許証・免許情報記録個人番号カード保有者を除く。）に係る書換えにあつては、1,350円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額）
	道交法第95条の3の規定により読み替えて適用する道交法第92条第2項の規定又は道交法第106条の4第2項の規定による免許情報記録の書換え（免許証・免許情報記録個人番号カード保有者に係る書換えに限る。）	100円

別表第9第1項の表免許証更新手数料の項を次のように改める。

免許証等更新手数料	免許証の有効期間の更新（同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。）	道交法第101条の2の2第1項の規定による経由地公安委員会を経由して行う更新申請書の提出（以下「経由申請」という。）をする場合	2,750円
		更新時不交付申出をする場合（経由申請をする場合を除く。）	1,300円
		経由申請及び更新時不交付申出のいずれをもしない場	2,850円

	合	
免許情報記録の有効期間の更新（同時に免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。）	経由申請をする場合であって、道交法第101条の2の2第3項の規定による申出（以下「経由地書換申出」という。）をするとき	1,000円
	経由申請をする場合であって、経由地書換申出をしないとき	1,950円
	経由申請をしない場合	2,100円
免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新	経由申請をする場合であって、経由地書換申出をするとき	2,500円
	経由申請をする場合であって、経由地書換申出をしないとき	2,850円
	経由申請をしない場合	2,950円

別表第9第1項の表運転経歴証明書交付手数料の項及び運転経歴証明書再交付手数料の項中「1,100円」を「1,150円」に改め、同項の次に次のように加える。

運転経歴情報記録手数料	900円（運転経歴証明書の交付又は再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、100円）
-------------	---

別表第9第1項の表経由手数料の項を次のように改める。

経由手数料	経由地書換申出をする場合	1,700円
	経由地書換申出をしない場合	750円

別表第9第1項の表運転技能検査手数料の項中「3,550円」を「3,650円」に改め、同表審査手数料の項中「1,400円」を「1,350円」に、「2,850円」を「3,100円」に改め、同表技能検定員審査手数料の項中「23,400円」を「23,750円」に、「19,500円」を「19,800円」に、「14,700円」を「14,450円」に、「21,500円」を「22,200円」に改め、同表教習指導員審査手数料の項中「14,550円」を「15,100円」に、「11,850円」を「12,000円」に、「9,650円」を「9,950円」に、「12,450円」を「12,850円」に改め、同表認知機能検査員講習手数料の項中「1,450円」を「1,400円」に、「1,200円」を「1,150円」に改め、同表国外運転免許証交付手数料の項中「2,350円」を「2,250円」に改め、同表講習手数料の項を次のように改める。

講習手数料	道交法第108条の2第1項第1号に掲げる講習		講習1時間について850円
	道交法第108条の2第1項第2号に掲げる講習		講習1時間について2,400円
	道交法第108条の2第1項第3号に掲げる講習		講習1時間について1,950円
	道交法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するも	講習1時間について4,650円

	のに限る。)	
	準中型自動車免許に係る講習 (普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。)	講習 1 時間について3,800円
	普通自動車免許に係る講習	講習 1 時間について3,050円
道交法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	大型自動二輪車免許に係る講習	講習 1 時間について4,300円
	普通自動二輪車免許に係る講習	講習 1 時間について4,200円
道交法第108条の2第1項第6号に掲げる講習		講習 1 時間について1,750円
道交法第108条の2第1項第7号に掲げる講習		講習 1 時間について3,200円
道交法第108条の2第1項第8号に掲げる講習		講習 1 時間について1,850円
道交法第108条の2第1項第9号に掲げる講習		講習 1 時間について900円
道交法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	準中型自動車免許に係る講習	講習 1 時間について2,300円
	普通自動車免許に係る講習	講習 1 時間について2,150円
	大型自動二輪車免許に係る講習	講習 1 時間について2,850円
	普通自動二輪車	講習 1 時間について2,700円

	免許に係る講習	
	原動機付自転車 免許に係る講習	講習1時間について2,550円
道交法第108条 の2第1項第 11号に掲げる 講習	道交法第95条の 6第1項の表の 備考1のロに規 定する優良運転 者に対する講習	500円（電子情報処理組織 （公安委員会の使用に係る電 子計算機（入出力装置を含 む。以下同じ。）と講習を受 ける者の使用に係る電子計算 機とを電気通信回線で接続し た電子情報処理組織をいう。） を使用する方法による 講習（以下「オンライン講 習」という。）にあつては、2 00円）
	道交法第95条の 6第1項の表の 備考1のハに規 定する一般運転 者に対する講習	800円（オンライン講習に あつては、200円）
	道交法第95条の 6第1項の表の 備考1のニに規 定する違反運転 者等のうち特定 基準不該当者 （国家公安委員 会規則で定める 道交法施行令第3 3条の7第2項の 基準に該当しな い者をいう。以 下同じ。）でな いものに対する 講習	1,400円
	道交法第95条の	800円（オンライン講習に

	6 第 1 項の表の備考 1 の二に規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習	あつては、200円)
道交法第108条の2 第 1 項第 12号に掲げる講習	道交法第71条の5 第 3 項に規定する普通自動車対応免許（以下「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（道交法第97条の2 第 1 項第 3 号イ及びハに掲げる者並びに道交法第101条の4 第 3 項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習	6, 600円
	普通自動車対応免許を受けている者（道交法第97条の2 第 1 項第 3 号イ若しくはハに掲げる者又は道交法第101条の4 第 3 項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動	2, 950円

	車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習	
道交法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	自動車等（これに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める装置を含む。）を使用する指導（以下「実車等指導」という。）を含む講習	12,900円
	実車等指導を含まない講習	9,350円
道交法第108条の2第1項第14号に掲げる講習		講習1時間について2,600円
道交法第108条の2第1項第15号に掲げる講習		講習1時間について2,100円
道交法第108条の2第1項第16号に掲げる講習		講習1時間について2,050円
道交法施行令第37条の6に掲げる講習		1,400円
道交法第108条の2第2項に規定する講習（運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国 家公安委員会規則第4号）	普通自動車対応免許を受けている者（道交法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに道交法第101条の4第3項の規定の適用を受ける	6,600円

	第1条に規定する基準に適合するものに限る。)	者を除く。)に対する講習	
		普通自動車対応免許を受けている者(道交法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は道交法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。)又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習	2,950円

別表第9第1項の表通知手数料の項中「900円」を「1,000円」に改める。

別表第9第2項の表1の項中「4,000円」を「3,800円」に、「3,550円」を「3,650円」に、「1,250円」を「1,200円」に、「4,250円」を「4,450円」に改め、同表2の項中「6,700円」を「6,350円」に、「6,100円」を「6,250円」に、「2,100円」を「1,900円」に、「7,400円」を「7,750円」に改め、同表5の項中「2,350円」を「2,600円」に、「1,900円」を「1,850円」に、「2,650円」を「2,550円」に改め、同表6の項中「2,050円」を「2,000円」に、「2,550円」を「2,400円」に、「3,700円」を「3,750円」に改め、同表7の項中「2,550円」を「2,600円」に改め、同表備考1中「2,350円」を「2,950円」に、「1,100円」を「1,350円」に改め、同表備考2中「500円」を「550円」に、「300円」を「350円」に改める。

別表第9第3項の表1の項中「4,000円」を「3,800円」に、「3,550円」を「3,650円」に、「1,250円」を「1,200円」に、「4,250円」を「4,450円」に改め、同表2の項中「2,050円」を「2,100円」に改め、同表4の項中「1,300円」を「1,350円」に改め、同表5の

項中「1,300円」を「1,350円」に改め、同表6の項中「1,500円」を「1,550円」に改め、同表7の項中「2,550円」を「2,600円」に改め、同表備考1中「2,400円」を「3,000円」に、「900円」を「950円」に、「1,100円」を「1,350円」に、「2,850円」を「2,950円」に改め、同表備考2中「準中型自動車免許に係る教習指導員審査については150円」を「準中型自動車免許に係る教習指導員審査については200円」に、「150円を減ずる」を「50円を減ずる」に改める。

附 則

この条例は、令和7年3月24日から施行する。

令和6年11月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

道路交通法の一部が改正され、特定免許情報の個人番号カードへの記録に関する規定が整備されたことに伴い、特定免許情報の記録に係る手数料の徴収根拠を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第12号議案

工事請負契約についての議決内容の一部変更について

令和5年第2回沖縄県議会（定例会）で乙第6号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を次のように変更する。

契約金額中「2,839,100,000円」を「3,423,363,900円」に変更する。

令和6年11月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

大東地区情報通信基盤整備工事（第2期・陸上部）の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

これが、この議案を提出する理由である。

財産の処分について

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設うるま地区内賃貸工場として工場及び事務所の用に供していた建物を、次のとおり処分することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 物件の所在地 うるま市字州崎12番地59
- 2 物件の種類 工場・事務所
- 3 処分予定価格 113,850,000円
- 4 契約の相手方 大阪府大阪市西区新町一丁目1番17号
東拓工業株式会社 代表取締役 中西俊博

令和6年11月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

当該建物を処分するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和 解 内 容

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙 ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■

上記当事者間において、県道131号線に県が設置したグレーチングによる車両損傷事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に係る道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額80,575円の支払義務があることを認める。
- 2 乙は、甲が支払うべき前項の損害賠償金が賠償責任保険により既に乙に対し支払われたことを認める。
- 3 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

和 解 内 容

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙 [REDACTED]

上記当事者間において、職員の公務執行中における車両損傷事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に関して過失があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額299,700円の支払義務があることを認める。
- 2 乙は、甲が支払うべき前項の損害賠償金が賠償責任保険により既に乙に対し支払われたことを認める。
- 3 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

関する条例第 8 条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 平和の礎
- 2 指定管理者となる団体 糸満市字摩文仁444番地
公益財団法人沖縄県平和祈念財団
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 沖縄県総合福祉センター
- 2 指定管理者となる団体 那覇市首里石嶺町4丁目373番地1
社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 沖縄県男女共同参画センター
- 2 指定管理者となる団体 沖縄県男女共同参画センター管理運営団体
代表者 恩納村字名嘉真2591番地の1 株式会社かりゆしエンターテインメント
那覇市西3丁目11番1号 公益財団法人おきなわ女性財団
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 おきなわ工芸の杜^{もり}
- 2 指定管理者となる団体 おきなわ工芸の杜共同企業体
代表者 西原町字千原1番地琉球大学産学官連携推進機構内 株式会社
社沖縄TLO
那覇市おもろまち1丁目1番12号 株式会社沖縄ダイケン
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

令和6年11月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 県民広場地下駐車場
- 2 指定管理者となる団体 県民広場地下駐車場管理運営共同企業体
代表者 那覇市おもろまち1丁目1番12号 株式会社沖縄ダイケン
那覇市久茂地3丁目21番1号 株式会社沖縄特電
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

令和6年11月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場
- 2 指定管理者となる団体 てだこ浦西駅パークアンドライド管理運営共同企業体
代表者 那覇市おもろまち1丁目1番12号 株式会社沖縄ダイケン
那覇市字安次嶺6番地11赤嶺ビル3階 一般社団法人沖縄県
レンタカー協会
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

令和6年11月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 名護中央公園
- 2 指定管理者となる団体 沖縄市比屋根二丁目15番2号
沖縄文化スポーツイノベーション株式会社
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 沖縄県総合運動公園
- 2 指定管理者となる団体 那覇市鏡原町7番1号サンパーク一松3-C
株式会社トラステック
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 浦添大公園
- 2 指定管理者となる団体 沖縄市比屋根二丁目15番2号
沖縄文化スポーツイノベーション株式会社
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 海軍壕公園
- 2 指定管理者となる団体 那覇市字小禄1831番地1
一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 平和祈念公園
- 2 指定管理者となる団体 糸満市字摩文仁444番地
公益財団法人沖縄県平和祈念財団
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 バンナ公園
- 2 指定管理者となる団体 ECCOM八重山グループ
代表者 石垣市字大浜333番地1・406 NPO法人ECCOM八重山
三重県三重郡菰野町小島4059番地 NPO法人ECCOM
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 県営住宅等（北部地区に所在するものに限る。）
- 2 指定管理者となる団体 那覇市旭町114番地7
沖縄県住宅供給公社
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 県営住宅等（中部A地区（うるま市、沖縄市、読谷村及び嘉手納町の区域をいう。）に所在するものに限る。）
- 2 指定管理者となる団体 那覇市旭町114番地7
沖縄県住宅供給公社
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 県営住宅等（中部B地区（北谷町、北中城村、中城村、宜野湾市、浦添市及び西原町の区域をいう。）に所在するものに限る。）
- 2 指定管理者となる団体 那覇市旭町114番地7
沖縄県住宅供給公社
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 県営住宅等（南部地区に所在するものに限る。）
- 2 指定管理者となる団体 那覇市旭町114番地7
沖縄県住宅供給公社
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 県営住宅等（宮古地区に所在するものに限る。）
- 2 指定管理者となる団体 宮古島市平良字西里1107番地7
住宅情報センター株式会社
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 県営住宅等（八重山地区に所在するものに限る。）
- 2 指定管理者となる団体 宮古島市平良字西里1107番地7
住宅情報センター株式会社
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 沖縄県立宮古青少年の家
- 2 指定管理者となる団体 宮古島市平良字下里1265番地14
特定非営利活動法人ばんず
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 沖縄県立石垣青少年の家
- 2 指定管理者となる団体 石垣市字大川552番地
特定非営利活動法人八重山星の会
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

当せん金付証券の発売について

令和7年度において、次のように当せん金付証券を発売するものとする。

発売限度額 16,000,000,000円

令和6年11月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公共事業、市町村振興事業等の費用の財源に充てるため令和7年度において本県が発売する当せん金付証券の発売限度額については、当せん金付証券法第4条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

沖縄県教育委員会委員の任命について

下記の者を沖縄県教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 小 濱 守 安

生年月日 [REDACTED]

令和6年11月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

教育委員会委員1人が令和6年12月31日に任期満了するので、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

